

一 爭議發生ノ場所

東京市芝區三四四國町十五番地

二 事業主側

(1) 名称 株式會社東京機械製作所

(2) 代表者 芝 義太郎

(3) 資本金 五十万円(三十一万二千五百円拂込済)

(4) 事業種類 印刷機製作

(5) 企業系統 十シ

(6) 使用労働者 男百四十名 女二名

三 労働者側

(1) 爭議参加労働者 男百四十名 女二名

(2) 加盟労働組合 総同盟東京鐵工組合三回第五支部

昭和四年七月二十四日 男百四十名 女二名

四 爭議發生ノ時

昭和四年七月二十四日

五 爭議發生原因

會社側ハ事業ノ不振ニ因リ賃金ヲシテ本月二十日社長ヨリ職工代表者トシテ謝罪シテ招キ請負賃金ノ率價ニ割五分ヲ値下シタリシニ職工側ハ之ヲ遺憾トシ相當ノ率ニ戻シ居タル折柄二十三日更ニ社長ヨリ前記代表者ニ從テ會社重役ヲ列席セシメテ賃金値下ノ外本年ノ月臨時職工ヨリ本職工ニ採用シタルモノ六名ヲ解雇シタリ旨懇談ヲ遂ケタルニ職工側ハ之ニ反對シテ二十四日より一齊ニ怠業ヲ決